

第二期堺市子ども・子育て支援事業計画について

1 趣旨

各市町村では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、堺市においても、計画期間を平成27年度から31年度(2015年度から2019年度)の5年間とする堺市子ども・子育て支援事業計画を策定しているところです。

平成31年度(2019年度)に計画期間が終了することに合わせて、平成32年度(2020年度)を始期とする第二期堺市子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。

2 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平26内閣府告示159)では、

「市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。」

「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。」とされています。

3 子ども・子育て会議 スケジュール(案)

2018年度

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回堺市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査について			第2回 ・現状確認 ・ニーズ調査について	ニーズ調査の実施			第3回 ・ニーズ調査結果
第二期事業計画の検討							

2019年度

堺市子ども・子育て会議は3回程度実施予定

第二期事業計画の検討

パブリックコメントの実施

第二期事業計画策定

2020年度～2024年度

第二期事業計画期間開始

※ 会議の開催時期、内容については、国の基本指針等の提示時期、計画策定の進捗状況により変更する可能性があります。